

「第三三八回議会」平成二十四年九月二十七日 予算特別委員会統括質疑

【質問要旨】

・水産特区について ・海岸防潮堤について ・行政組織の改革について ・仮設住宅のベットについて

(一般質問) 島山和純

おはようございます。通告した内容に従って、統括質疑をやってまいります。

今日は自民党の持ち時間が百六十五分ということで全部使ってもいいぞって言われたんですけども、遠慮いたしまして一時間で終わるように頑張りたいと思います。特に、農水部長は簡潔な答弁するようにお願いいたします。

今日の私の統括質疑の趣旨は、きょう申し上げます水産特区でありますとか、海岸防潮堤でありますとか、復興事業がここに来ていろいろ加速的に進んできてくれるんですけども、知事のこの事業に関するやり方がいささか強引ではないのかな。そして、そのことが、実は県民が一丸となって取り組まなければならぬ復興事業に対して、関係者間にあつれきを生じるんじゃないのかなっていうようなそんな心配があるもんですから、そういう観点から取り上げてまいりたいと思います。

知事が何でそういう手法をとるのかなって、知事が立候補した平成十七年選挙のこと思い出していますいろいろ考えてみるごうがあります。そのときに、我々は、何ていうんですか、村井知事を擁立して、これからの宮城県未来を託そうということと、ともに選挙戦を戦ってきたわけでありまして、一等最初に気仙沼に村井知事の選挙が入ってまいりました。選挙が来て、選挙から一番先においてきたのがいわゆる選挙隊長、茶髪のイケメンの県南の方の市議会議員の方が、私が選挙隊長ですと言ってまいりました。ああ時代は変わったんだなって思ったのを思い起こしております。今や立派な県議会議員として大活躍中でありますけれども、そのときに、知事が主に、例えば沿岸部に来てあいさつするそういうときに、例えば海岸に行きますとこういう話をされたんですよね。宮城県の基幹産業は水産業です。まあ、農地へ行けばそういう話をすると思うんですけども。それで私、印象的だったのは、関係者の前で、私は、農業も水産業もわかりません。したがって、これから知事をするに当たっては、こういった仕事をしていくときには、皆さん方と十分を相談しながら一生懸命頑張ってまいりま

すという話をされておりました。我々もそのことを県民の皆さんに訴えまして、皆さんに御理解をいただいて当選をしたなっていう思いがあります。それから当選以来七年過ぎました。

それで、今回の水産特区の話、漁協の反対があっても必ずやるんだよというふうなことを常々おっしゃっておられる。このことは、関係者との話し合い、本当にこれで十分なのかというふうな思いがしております。

そういった観点で、きょう、まず一等最初に、県の単独補助金が今度、計上されております。あさってから分科会で審議されるんですけれども、これについては本会議でもいろいろ問題が提起されまして、それなりの答弁があるようですけれども、重複する部分もあるかと思えますけれども、まずこの件から伺ってまいりたいと思えます。

合同会社が新しくできたということであります。仙台水産と桃浦地区ですね。それで、ここに対して、今回は補正で、国の補助事業を受けられない。昨年六十億ほどの県単の補助事業がありまして、これと同程度の同じ趣旨で設備資金でありますとか、船を買う資金でありますとかを約五億五千万計上されたということであります。これは、一企業体のためにだけ準備された補助金ではないのかというような指摘もありまして、知事はそれは違うよというふうな答弁をされましたけれども、実は去年、三十七企業体で約六十億なんです。一グループに対して一億六千万ぐらいなんです。今回は、この桃浦地区のグループに関しては五億五千万というかなり金額的にも大きいものがあります。これは、特にこのためということは違うよという話ですけれども、そういう側面はぬぐえないんじゃないのかなというふうに思いますけど、まず、その点についての見解をお示しくください。

#### (答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

昨年度、水産業共同利用施設復旧整備事業等の国庫を活用した整備の支援を行ってございます。今回、桃浦五億五千万というのは、現在、事業計画等から見られる予定でございまして、昨年度の実績からいたしますと、例えば対象となる方四名のところは五億円というものを補助した実例もございまして、これは、生産物一次処理施設ということで漁協を通じて亘理の方に補助してらるものでございまして、これについては受益者四名でございまして、補助金として五億円を超えるものを補助してございます。そういう例もございまして、必ずしも今回のものが多いということではないのではないかと考えてございます。

(再質問) 畠山和純

細かい話は分科会もありますので、そこで更に議論していきますればいいけれども、加工場建設で一億円ほどが計上されております。この加工場というのは、カキをパック詰めするかという、いわゆるカキ処理とは違う。二次加工の方、三次加工の方の部分の工場だというふうに聞いてますけれども、それは確認をさせていただきます。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

まだ確定したということではございませんが、そのようには伺っております。

(再質問) 畠山和純

水産業復興のためにはいろんな補助事業ありまして、グループ事業なんかもありまして、気仙沼の水産加工工場等はそういったものを使って再生しようということでもあります。しかし、この事業には非常に厳しい審査基準がありまして、基本は原状復旧なんです。現地で被災したところ以外には加工場は認められない。広さも前と同じものでないと認められないんです。今回のこの加工施設というのは、私が考えるに全く新しい施設が導入されるということですね、六次産業化のために。これは、要するに被災したところにする災害復旧、原状復旧だよというふうな基本原則からちょっと外れた部分の補助事業かなというふうに思っております。これについては、どういうふうに思いますか。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

これについては、そういう部分ございまして、六次化とかを今後、そういう産業においても推進していくというふうに復興プランの中で位置づけておりますが、今回、助成対象となっている部分の六次産業化に取り組む部分ということのかさ上げ部分は、そういう趣旨もございまして。

(再質問) 畠山和純

ということは、従来の補助事業とは違った形で、県が単独で、新しい民間企業にこういう補助事業をつくったということですよ、今の答弁は。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

かさ上げを今回するというところで提案させていただいておりますが、そういう趣旨はございます。

(再質問) 島山和純

そういう補助事業をして設備投資をして会社が動き出すわけでありませけれども、知事は県漁協の方へ行って、設立したこのLLCというんですか、この会社を県漁協の正組合員として加盟させるように要請したというふうに伺っておりますけれども、その事実を確認させていただき。

(答弁) 村井嘉浩知事

そのとおりでございます。

(再質問) 島山和純

端的に言うと、知事は、新しい制度の免許を与える立場、権限を持つてる立場ですよね。我々のイメージとしては、民間会社を立ち上げたということは、これは自立した会社なわけでありませよね。その処遇について、その免許権者である知事が漁協の正組合員になるようにということをや請するということは、いささか疑念があります。そのことについて、もう一度お願いします。

(答弁) 村井嘉浩知事

種苗から一定の大きさまでは桃浦の中でやれるんですけども、その後更に大きくカキを育てるために、それこそ皆さんで使っている場所に行ってカキを育てなければいけないというようなこと。また、カキむき場を、桃浦に今、漁協がつくっておられます。これはもう桃浦の人しか使えないものでございまして、これを使うためには組合員という形をとらないと使えないということでございます。そういったことで、同じ漁業をする仲間でございますので、そういったようなものが共同に使えるようにお互い手を携えてやってほしいというお願いをしたということ、私は、筋違いのことをしたというふうには思っております。

(再質問) 畠山和純

その判断は改めて議論をさせてもらいますけれども、私は、やっぱり免許権者としてとるべき対応ではないというふうに判断をしております。これは、あくまでもその要請は新しい民間会社が自主的にやるべきであります。これは自立した会社なんです。というところが、民間会社に対するさっきの補正予算の措置もそうなんですけれども、あらゆるものがここへ向かって行っているということですよ。それで漁協に加盟するということは、有資格者であれば必ず加盟は認めなくてはならないという法律になっておりますから、資格審査会、九月十四日に終わってしまったということ、この後いつ開かれるかわかりませんが、恐らく、その中で加盟は認められるのではないかなというふうに思います。そうなりますと、法人は県漁協の正組合員になるわけですね。法人を構成している出資者の人、十五人の人たちは共同漁業権を持っていますから、それぞれの地区漁協の方の正組合員になると。要するにダブル加入なわけですね、二つ。それで、これは県の補助金を、国の補助金を受けられないために県が単独で今回の補正を組んだわけですけども、今、知事がおっしゃったように、この民間会社は、国の補助事業の結果できたものを使っていくわけですよ。補助事業を二つ使っていくわけですね。カキ処理場でありますとかね。そういうことが果たしていいのかなというふうな思いもあります。中小企業対策のいろんな補助事業は、二つダブルで使うということはできないことになっています。一つのもので仮設をつくったり、再生をしたりということになっております。そういうことについては、どういうふうに考えますか。

(答弁) 村井嘉浩知事

カキむき施設につきましては、もちろん漁協と合同会社の話し合いにはなりますが、今、私が聞いているところでは、利用料を支払いをするというふうな形で進んでいるというふうに聞いております。したがって、補助金をもらって無償で使うわけでは決してなくて、しっかりと利用料を払って、企業として利用料を払って使わせてもらうというふうに聞いております。

(再質問) 畠山和純

そうしますと、この新しい民間会社は、民間の自立した会社とはいえ漁協に所属すると。それで個々人も漁協に所属をしていると。そして県単独の補助事業を受けたと。それで、きのう追加提案ありました桃浦漁港の物

揚げ場等の工事契約の件であります。六億八千万。これはだれが使うのかなど。この人たちが使うわけですよ。これは各漁港同じ事業でありますから、当然、それはそれでいいのかなと思うんですけども、ただ一社が使うような形になりますよね。それも民間の会社ですよ。そうすると、この民間の会社というのは、かなり、いろいろな意味で、行政の支援をほかの民間とは違った形で受けたということになります。総額で十三億ぐらいなんですよ。もう一つ問題があります、二日前の一般質問で運営費の問題が出ましたね、会社の。民間で何が支援されるのかっていいましたら、運営費、特に人件費について民間が手当てをする、仙台水産が出すんですという部長の答弁ありました。それで、これ以上の税金の投入はありませんというふうな形がありました。この新しい会社の損益の事業計画書というものを見せていただきました。そうしますと、事業外収支のところには交付金という項目があります。この交付金の項目は、三年間交付金として一千二百万から一千四百万のお金が入ることになっております。このお金は何なのか、部長。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

今回、震災等によりまして失業した方を雇用した場合の交付金だったというふうな記憶しております。済みません、正確な名称は知りません。

(再質問) 畠山和純

臨時雇用対策基金から流用する新規雇用、これ税金なんですよ。人件費なんですよ。民間会社が負担すると言っていた人件費をこの交付金で一部を補っていくわけですよ。知事の答弁、違ってたと思いませんか。

(答弁) 村井嘉浩知事

三つお答えします。先ほど桃浦の合同会社だけで漁港の整備、十三億というお金使っちゃうんじゃないかというところでありますが、これは、漁港の整備についてはどの港も同じようにやっております。十六人おられますが、そのうち十五人で合同会社をつくって、お一人は桃浦を使いますけれども合同会社に入らないということでございますので、これは、その一人の方も御利用いただけれるものであるということでございます。それから運営費、人件費を会社が持つてるといふことなんです、「がんばる養殖業」、これは、実は今回の震災後、私どもの方で

強く復興構想会議で要望して実現したものでありますが、この「がんばる養殖業」で通常の漁師さん方は国からお金がおとりくるんですが、今回、合同会社をつくったことによって、今回の合同会社の社員の方たちは国からのお金は一切入ってこない。したがって、その分を民間会社が人件費で出しているということで、その分の税金の負担はなくなっているということなんです。あと最後に、新規雇用のお話ありましたが、これについては、どの民間会社も同じ制度を使ってこの交付金をもらっているものでありますので、特に特区だから特別な交付金が流れるということでは決してございません。

(再質問) 畠山和純

別に、特別な交付金が流れてるっていう話をしたんじゃないんです。部長が答えたことが違ってるんじゃないですかということ言ってるの。違いますか。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

違っていたという意味では、その点では大変申しわけありません。間違っていたということになります。

(再質問) 畠山和純

それでも一つ、これが一番恐らく重要な問題なんだと思うけれども、自立した民間会社なのに県漁協に加盟しないと操業体制を組めないということですよ。それで、この民間会社は漁協に所属するんだけど、県漁協がやっている共販事業にこれに参加しないということ表明してますよね。これはそのとおりですか。

(答弁) 村井嘉浩知事

これは合同会社の判断によるものだというふうに思いますが、そのような方向で検討しているというふうに伺っております。

(再質問) 畠山和純

漁業協同組合における共販事業の位置づけについて、感想があれば所感を伺います。

(答弁) 村井嘉浩知事

一人一人の漁業者の皆さんが漁業権をしっかりと確保しながら、そして、共存共栄で漁業を営むための一つの制度だと、効果のある制度だというふうに考えております。

(再質問) 畠山和純

水産業を取り巻く環境は、非常に、特に二百海里問題が起きてから厳しいものがありまして、沿岸沖合漁業はほとんど壊滅的な被害を受けております。十分の一になる、五分の一になる、沖合も資源が枯渇するという。知事は、この水産特区を進めるに当たって、この前のテレビなんかでも話してましたけど、沿岸漁業が著しく衰退してるといふ話がありました。しかし、カキの養殖業に関して言えば、震災前までは、ほとんど生産量も生産額も横ばいできております。これは御存じですよね、数字が出ておりますから。したがって、これはやはり、共販が持ってきた制度が有効に生かされてきたんだなど、それで漁場が保全されて資源が管理されてきたんだなどというふうに思っております。それともう一つ、取り巻く環境が厳しいということ、漁業協同組合がいろいろと債務超過に陥りそうな組合もあつたりしまして、平成十九年に県下一漁協になりました。三十五のうち三十一、最終的には三十三が加盟して。それに関しては、JFマリンバンクが十億円ほどの支援金を出す。県が五億円の出資を。県漁協というのは、言うまでもなく、水協法に基づいて唯一、生産体制をしっかりと確立するのが認められた広域的な組合であります。宮城県には、それを監督する、指導する責任があります。行政監査もあります。その中で大事なものは、改善計画、再建計画が順調にいつているかどうかということだと思います。それで今回、漁協が二十二年のチリ津波と二十三年、去年の大震災で沿岸漁業のほとんど水揚げができませんでした。したがって、県漁協は大幅な赤字を抱えている。債務超過になっていくことでもあります。さて、この経営をどうやって改善していくかということ、沿岸漁民すべての人に対して影響してくる問題であります。したがって、県漁協は、いろいろと相談して、メインバンクでもあります。JFマリンバンクと協議をして、ことしの三月に六十六億八千万円の優先出資を協調してやってもらっております。そして経営改善計画をスタートさせるわけですね。この経営改善計画の柱になっていく事業計画が共販なんです。漁協がなぜ反対しているんだと思いますか。その理由を、知事、どういふふうに判断しておりますか。



(答弁) 村井嘉浩知事

浜の秩序が乱れる等のお話もありますが、最大の理由は、将来的に収入の見込みが立たなくなる可能性もあるということもあるんじゃないかというふうに見ております。

(再質問) 畠山和純

そうしますと、県は、この水産特区を進めるといふ話をしております。漁協が幾ら反対してもやるといふことであります。だけど、その裏を返しますと共販事業が、私ね、これだけ背景をつくって新しくフリーな形で直販体制を組んでいくと、この事業は成功すると思えますよ。その理由は、一つ大きい理由は、桃浦地区というのは、大体三億八千万ぐらい水揚げをずうっとやってきておりました。この規模は、例えば私の地元の唐桑町が大体五千四百万ぐらいなんです。七倍ぐらいの規模を持ってる、県内でも有数の値段の高い漁場なんです。だから、ここがフリーで動き出すということは、これはかなり将来性のあるものでありますけれども、こんだけの補助事業あるんだったらみんな特区へ行きたいって言い出しますよ。全部用意してもらわうんですから。加工場も用意してもらって、それで漁協に入って、それで漁協の一番、事業にとって不利益な共販は入りませんよっていうことになっていくわけですよ。将来、どういうふうな格好になりますか。漁協の共販が壊滅状態になっていくことは、漁協が解体していくっていうことですよ。その政策を知事、一生懸命進めようとしてる。それで私がやっぱ一番問題だなど思うのは、副知事と部長なんかも漁協行ってるよね。だけど、そういうった漁協の経営改善との関係とかの話、一切してないの。今回の事業がどういうふうな影響を与えるかという話も一切してないの。ただ水産特区をやるといふことしかやってないの。これは明らかに手法として間違ってますよ。このやり方が、県が強引だというふうに私が判断することなんですけれども、それについては、知事はどう思います。

(答弁) 村井嘉浩知事

決して漁協の経営を圧迫するつもりはございません。漁協の存在意義は十分認識をしておりますし、国ももうすべてと言っているほど漁協を通してやっておりまして、漁協の経営をしっかり強化をしていくというのは、当然やっていかなきゃいけないというふうな思っております。同時に、この間の一般質問でも答弁しましたが、私が一番心配しておりますのは、今後、急速に、もう全く浜に人がいなくなってくるようなところが出てくるという

うことであります。今回の震災でもそういう兆候が出ておりました。幸い、国がいろんな手厚い政策をしたおかげで大分戻っております。でも、桃浦の場合は、今回何もしなければ四、五人しか戻らなかったというふうに聞いております。それを今回こうやって手を打ったことによって、十六人の方がやっていただけたことになったと。恐らくこれから、私は、漁協がしっかりとケアをできるところは今までどおりやってもらったらいいんですけれども、漁協がケアをできないようなところが複数どんどん出てくると。時がたつにつれて出てくると。これはもうとめられない。ここを漁師さん方が自分の後継者を自分で探してというふうには、ずうっと今までのように連続としていくのはどうしても限界がある。そのために民間が入りやすいような仕組みをつくらなきゃいけないということをやったということで、決して今回のような、今回も本当に特例的に、何もかも失ってしまいましたので、合同会社にいろんな支援を今後することに、一時的には、スタートするまではすることに思いますが、これをずっと続けるわけでは決してないということでありました。合同会社にだけ特別やったのではなくて、「がんばる養殖業」等でしたっけとした対策をやっていたところ、その仕組みを使っていたところは、その仕組みを使っていた。その仕組みが使えないところについては、県のお金を使って支援をするということ、やってみることはまったく平等だということふうに思っております。特に特別扱いは決してしては行かないので、ぜひ、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

#### (再質問) 畠山和純

今、知事は重要な発言をしたんだけれども、今回の水産特区は特例的なものだ、そして続けるわけではありませんという表現でありますけれども、従来は、これは全国のモデルケースになるんだと、全国に広がればいいんだと、これは画期的な試みなんだというふうな表現をしてるんです。だから私たちは心配してたの。全国に波及したならば、じゃあ漁協はなくなってしまうよ、経営ができませんよということなんです。その辺の整合性については、どういうふうに。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

済みません。誤解を与えたようであります。今回、この特区で一回限りでということをおっしゃったわけではなくて、今回、桃浦にこうやって支援をしていることは特例的なものであると。したがって、ずうっと今後も桃浦だけ何

かいろんな支援をどんどんどんどん特区をやったからということでも手厚い支援をしていくということではありません。今回は、ほかの浜と同じようにするために特例的に同じように、民間で自分たちで立ち上げたところだけは県が支援をしてるんですよという意味で言いました。じゃあ来年漁業権が切りかわったときに桃浦は漁業権を持つ、その先についてどうなるんだと。これがどんどん広がっていくのか、これでなくなってしまうのか、これについては、今、言及することは私はできません。

#### (再質問) 島山和純

例えば漁協に対する行政監査入りますよね。そうすると事業の管理計画とか、資本の不足とか、そういうったものを厳しく監査しますよね。特区によってこの桃浦は共販から外れるわけですよ。そうすると、改善計画の重要な柱からその収入が減っていくわけですよ。それを県が主導してやるわけですね。片方で行政監査入ったときに、どういうふうな話をするんですか。経営改善計画つくれませんよ。そこはどう思っています。矛盾してますよ。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

私は、漁協もこのままいくと漁師さん方の数が、特に若い人たちの数が激減するのはわかっているわけですよ。共販制度で浜を割り振ってどんどん収入が上がってくるような仕組みで満足するのではなくて、これからどうやって若い人たちを育てていけばいいんだと。漁協としてどうやって若い人たちを後継者を育てていけばいいのかということまで踏み込んで、そこまで踏み込んで、私は考える時代に来てるんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味では、我々も全力で漁協に対してはサポートいたしますけれども、やはり漁協も大きな転機が来ているという自覚を持って、経営計画等をぜひつくっていただきたいと、このように願っております。

#### (再質問) 島山和純

共販制度が与える影響についての答弁を求めただけでも、そこには入ってきておられません。これは明らかに矛盾をしています。ただし、知事、今おっしゃったように、漁協自身も改革をしていかなきゃいけない部分というのは、私もあると思っています。だけど、これは何十年もみんないろいろな思いをして、いろんなことを

やりながら、なかなかできなかったことなんです。今回の水産特区も含めて、民間が入ってくるのいけないなんて思ってます。でも、私も桃浦のこの十五人の漁民の人たちは本当に復旧してもらいたいなという思いもありません。であれば、これは漁協も入れて、新しい販売体制を確立するためにはどうしたらいいかというのを行政が調整を図っていくと、こういうことが必要なんではないのかなというふうに思ってますよ。だから、私が問題にしているのは、そういった議論をしないで、水産特区だけ反対あってもやりますよと。こういう姿勢がいかがかなというふうに思ってるんです。そして、水産特区推進については議会の理解も得たというふうにテレビで表現してましたけれども、私は全然違うと思うんだ。これは、山手の方の議員が賛成、反対の討論して、その趣旨は、漁協との合意を求めるために受けませんというような、須田町長、今の女川町長は、彼も民間資本大賛成なんだ、だけれども、願意はきちっと受けとめなくちゃいけないということで、請願を受けるといふことの賛成の討論をしたわけですけどもね。議会は決して一丸となって水産特区推進しろっていうふうに、私はそういう意思ではないと思いますよ。

したがって、知事の考えを聞きたいんだけど、いろいろな漁業が新しく漁場開拓されたり、それから外国へ進出したりして新しい漁業権なんかをもらうときには、試験操業という制度があります。とりあえず試験操業でそこをやってみなさいと。それに関して問題がどういふことがあるか、いろいろ周辺の状況を探りながら、試験操業やって、一年なり二年なり試験操業の許可をやって、それから条件を整えて本許可を与えるというふうな、そんな仕組みを大体漁業界ではそういうのを取り上げてやってきたんです。ですから、ここは、私は合意なき特区というのにはあり得ないと思います。したがって、将来のことを考えながら漁協ともう一度話し合いをして、共販制度に与える影響を最小限にするためにはどういふふうな方法があるか。今回の特区申請はとりあえず試験操業という形で認めるにしても、漁協に対する保全対策とか、将来の方向性を明確にしていくとか、漁協も全部入った形での新しい販売体制を考えていくとか、そういうことを考えていくというふうな考えはありませんか。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

当然、特区がすべてを解決する手段だというふうには到底思っておりません。漁業の経営改善等を進めていくというのには、極めて重要な御指摘だというふうに思っておりますので、しっかりと今後とも検討していきたい

というふうに、話し合いを進めていきたいというふうに思っております。特区というのも、本当は、もっといっぱいいんどん出してくるのかなというふうに私も正直思ってたところがありませんが、結果的には、桃浦だけでスタートするということになりそうです。これについて宮城県で、全国でまず一カ所ということをございますので、これ自体が非常に試験的というような意味合いもあるのかというふうに思いますので、その推移を、ぜひ島山委員におかれましても、しっかりと見守っていただきたいというふうに思います。

#### (再質問) 島山和純

協調がない、争いのある浜には漁がないというのは昔から言われています。ですから、先ほどの予算のあり方については分科会でやりますけれども、ぜひ、合意が前提だということを引きちと表明していただきたいんですけども、その辺についてはどうですか。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

来年の九月の漁業権の切りかえから逆算をいたしますと、今年中に申請をしないと間に合わないというような状況になっております。したがって、どうしても時間的な制約はございますが、ぎりぎりまで漁協に御理解をいただけるように努力をするというお約束はさしていただきたいというふうに思います。

#### (再質問) 島山和純

今まで、経営改善がどうなるかとかそういう話は一切されてませんからね。これは努力不足ですよ。これは重ねてお願いをしておきます。

次の質問、シリーズ海岸防潮堤。普代村の話が知事されました。それで将来、賞賛されるような首長になりました、ということに、私はそういうふうな受け取ったんですけれども、確かに、今回の津波で我々が学んだことは、私は海岸防潮堤否定するものではありません。やはり、海岸防潮堤が果たした役割というのは、大変大きいものがあります。それは果たして高さであったかどうかというのは、議論が分かれています。例えば岩手県と宮城県と福島、被災の大きかった沿岸域で、一人も行方不明者がいなくて一人も死亡者がなかったまちはどこか御存じですか。岩手、福島、宮城、三県。沿岸で一人も亡くなった人いないの、行方不明者もいないんです。それ

がこのまちか御存じですか、普代村ではないです。じゃいいです。これは青森と岩手県の県境にある岩手県の洋野町というところなんですけれども、ここは、けが人も一人もいないです。行方不明者も一人もいないですよ。亡くなった人もいないんです。この堤防は十五メートルもないんです。それで、この町のホームページのようなもので震災状況を調べますと、何で奇跡が起こったか。それは消防団員の連携的な組織的な活動と、これまで何回も繰り返し返してやってきた避難訓練、住民の意識が非常に高かったということが、いち早い避難につながった。けが人も一人もいない。ですから、いろんな側面があって人が助かっているということなんです。それで、同じような地域、地域は同じ県の北部、岩手県の北部の方の町なんですけれども、久慈の方でも二人が亡くなったんですけれども、これも七メートルとか八メートルの堤防、高いのは十二メートル。野田村っていいましたかね、そこは三十八人が亡くなってんですよ。これはやはり、堤防の高さが十五メートルだからいいとか悪いとかという話ではないということを、まず前段に申し上げておきたいと思います。

いろいろ申し上げてきました。おかげさまで県の説明、市の説明も地域において進んでまいりまして、あわせて気仙沼では、海岸防潮堤を考える会というのが民間で立ち上がりまして、もう九回ぐらいやったんですかね。延べで恐らく二千人近い人が参加してるんじゃないのかなと思っております。海岸防潮堤に対する理解も深まりましたし、課題もいろいろ見つかってきたということでもあります。この会議は何で開かれたかといいますと、これは防潮堤に反対するために開かれているわけではありません。自分たちが日常的に暮らす地域がどうあればいいかということや市民レベルで勉強しようということでもあります。そして、そのことを行政に判断をしてもらうというふうな話し合いをしていくと、それで合意に持っていくことでもあります。それで、堤防がそこにある。この高さでなくてはいけない合理的な理由は何かということや一生懸命考えております。ここにきて、何力所か、ここはちょっとこういうふうにした方がいいんじゃないのかなというふうな考えが出てきております。あらかたは現計画でいいよっていうふうには私は理解しております。七割ぐらいかなと思うんですけどね。それは二つのグループ分かれて、一つは、海水浴場を抱えている海岸線どうしようかと。ここはやっぱり観光資源なんで、ぜひ国の方と協議をしてやりたいということや。もう一つは、知事に見ていただいた県営の鮪立、小鯖、それから内湾みたいに市街地、集落があってそこに人が暮らしていて、背後にはすぐそばに山があってすぐ逃げられるよと、そういうところをどうするかということやあります。

それで、知事、この前見ていただいたいて、このぐらいの高さですよということを見てもらったんですけど、ちよっ

と、所感をまだ聞いてなかったんで、お願いします。

(答弁) 村井嘉浩知事

確かに、ここに堤防ができれば、地元の皆さんがおっしゃるように、海の景色が見えなくなるというそういう思いを持たれて当然だなと、そういう高さであるという実感は、正直持ちました。

(再質問) 島山和純

それしか思わなかったんですか。私が申し上げたのは、要するに、あそこは、計画されてんのは、例えば鮪立、小鯖、浦の浜、大島のですね。それから気仙沼内湾、これは前面堤防なんです。湾の内側に海に直接こうやりますということなんです。これはもちろん入り江の景観を損ねますし、例えば鮪立なんかだと、せっかく海辺なのに、新しく生まれてきた子供たちが海と接するチャンスないんですよ。浜に降りることもできないし、降りることもないの。それで、百年後に来る津波のために壁がありますよということなの。でも、その子供たち、その次の子供たち、その次の子供たちは、そういう海と接する機会がないの。美しい景観もなくなるということなんです。三十六万五千日ですよ、百年後。その日々を、そういう中で、三代も四代も暮らしていくということなんです。これはやっぱり芸のない話。ここは方法論として、やれるんであればセットバックをする。山づけにする。高いところにつくる。そういう方法を早急に考えてもらいたいと思うんです。例えば、内湾についてはこういう話があります。何丁目何番地までは堤防の高さ五メートルなの。何丁目何番地から六・二なんです。それでまた、何丁目何番地から堤防は五メートルなんです。このように整合性がないんですよ。それで、一番内湾には今回の津波もこれまでの津波も、今回の津波はおいといて、過去の百年、頻度の高い津波ではほとんど浸水してないんですよ。一メートルとか、そういうふうな、それは皆さんわかってます。そこが浸水高で六・二で、一番高い堤防やって、こういうことは修正を図ってもらえないかという、まず、そういう要望があります。そういうことについては技術的にどうなのかなということ、まず伺います。

(答弁) 村井嘉浩知事

技術的なものについては、個別案件ごとですので、すぐこの場では答えられません。実際、気仙沼の方をこ

の間視察させていただきまして、帰ってきて早速指示したのは、まず海岸については、前浜を残す方向で、潰すということがないようにしながら考えてほしいということが一つ。二つ目は、内湾については、国が決めたルールでは、港湾の中に、港の中に堤防をつくりなさいとなってますけれども、実際、後側に何もなしのところもありますので、そういったところについては、地形をうまく活用してやれないだろうかということをよく考えてほしいという、その二つは指示をしております。ただ、大前提としては、やはり同じ基準で、同じ津波のときに守れるということを基準に考えてほしいと。しかし、ここであるべく、譲らないというのではなくて、それを基準にしながら、地元の皆さんとよく話し合いをしていい妥協点をぜひ見出してほしいという指示をしております。ただ、国の方でそれを認めてくれないと難しいということ、今、国の方にそれを認めてほしいと、内陸の方に移すことについて認めとしてほしいということを強く要望しているということでもあります。

#### (再質問) 島山和純

理由がないんですよ、この高さにするという理由が。これは当然、修正してしかるべきかなと思います。それで、なぜこういう話をするかといいますと、もう少し低ければなというのを皆さんおっしゃってんですよ。一メートルとか一・五とか。これは個別ですから、分科会になるのか、そこで議論をするんだけど、あの高さなんか、余裕高一メートルというのあるんですね。せめて余裕高とれないか。これは何の根拠もないんですよ。シミュレーションでこうなったから、もうちょっと高くなると心配だから一メートル高くしましょうというだけの話なの。こういったものには何の整合性もないと思うんだけど、そういったことも議論の余地がないのかな、その辺についてはどうですか。

#### (答弁) 土木部長 (橋本潔)

余裕高の件でございますが、海岸堤防を決定するに当たりましたは農林水産省、国土交通省の省令がございまして、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令というのがございまして、その中で、堤防等の天端高は、設計津波の水位に当該堤防等の背後地の状況等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とすると、これが余裕高でございます。それで背後地に市街地又は重要な公共施設が存在して、高度の安全性を要する場合には、最大一メートル程度を限度として余裕高を適宜決定するということが記載されてございまして、それに基づいて、我々、



堤防高を決めているところでございます。

気仙沼では、海岸の直背後に重要な市街地が形成されており、レベル1の津波から人命と住民の財産を守る、確実に守るといふ観点からは、余裕高が必要であると判断したものでございます。堤防高を下げるということは、L1に対する、頻度の高い津波に対する安全度を下げると同時に、復興まちづくりの基本となる今次津波のようなL2レベルの津波、これに対しては背後地への危険度が更に増すということでございます。それで、まちづくりの中で、気仙沼の南町、肴町は現地での再建を基本としてございますから、余裕高を切り下げた場合は更にまちづくりにおいても新たな対応が必要となってくる、こんなふうに考えてございます。

**(再質問) 畠山和純**

要するに、まちづくりの中での整合性がとれば、余裕高については考えもいいという、そういうことですね。

**(答弁) 土木部長 (橋本潔)**

いや、そうではなくて、やはり余裕高は必要なんだと。そういった中でまちづくりを考えていかなきゃないということございます。

**(再質問) 畠山和純**

これでまた、議論、もとに戻っちゃうんだけれども、住民合意っていうのはどうことを言ってるのかな。岩手県は、また岩手県の話で申しわけないんだけど、前提として住民合意なんです。低いところ、十カ所ぐらいありましたね。設計高が十二メートル示すんだけど、六メートルのところもあれば、四・八のところもあれば、八メートルのところもあるわけですよ。これは全部、地域の住民が自主的に決めていくんですよ。これが、私は今の政治、行政のあり方、住民自治のあり方としては当然ではないのかなというふうに思ってます。ですから、余裕高の一メートルとさっき言った六・二と五メートルの差、一・二メートルですよ。これは何の理由もないの。根拠がないんですよ。何でこれが、地域住民の間との合意で、それが変更できないかということですよ。

(答弁) 村井嘉浩知事

根拠になっているものにつきましては、今、部長が説明したとおりであります。今、畠山委員がおっしゃったように、岩手は十二メートルを、住民合意で六メートル、八メートル。もともと岩手は、非常に堤防を高くつくってます。残念ながら、宮城は、今までそういうことはやってこなかったということで、極端な場合、堤防がほとんどないというようなどころもたくさんあったわけでありまして。ここで、やはり岩手並みにしなければいけないという強い使命感というか責任を持って、今、取り組んでいるということでもあります。先ほど言ったように、私としては、やはり高さについては、これは非常に、これは私としても強いこだわりがありまして、これから生まれてくる子供たちの命を何としても、今回のような不幸な思いを絶対させたくないという思いが強くあるものですから、やっておりますが、ただ、話し合いにはいろいろ応じて、できるだけ住民の皆さんに御納得いただけるような方法というものを探ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

(再質問) 畠山和純

なかなか結論の出ない話なんだけれども、私は、あくまでも住民意思の尊重ということを訴えてまいりたいと思います。それで、景観が損なわれるということに対しても非常に危惧がされてる方々がありまして、神戸市の方で、景観が見えないことを解消するために堤防の中にアクリル製の窓ですか、こういうのをつくって見晴らしをよくしようというふうな、このような実例があるようです。行ってはいないんですけれども。例えばこういうふうな新しい手法が地域の人の御理解を得て導入されるということになれば、これは事業として認められるのかどうかということ。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

アクリル板を活用した例については承知しております。現在、県といたしましても、その耐久性とか維持管理費も含めたコスト面、情報を収集させていただいております。また、これは補助事業で実現可能かどうかということについて、国とも協議しながら検討を進めてまいりたいと、その点では考えてございます。

(再質問) 畠山和純

前向きに検討するということでもよろしいですか。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

はい。

(再質問) 畠山和純

初めて前向きな答弁をもらったと思います。

それで、さっき、ちょっと話しましたけれども、海水浴、これは国管理の直轄の事業になると思うんで、知事、これについての協議をぜひ急いで進めるようにしてもらいたいと思います。海水浴場、大谷海岸、御伊勢浜、それから大島の小田ノ浜というところ。これは、ぜひ県も国の方に強く要望をもらいたいというふうに思います。復興計画の中で、県がもう少し具体的な案を出してもらいたいんです。内湾について、じゃあ、こう下げますよとか、漁港についてはこういうふうな例もあります。そういうの一切ないもんですから、なかなか議論が先進んでいかないという。これは、ぜひお願いをしておきます。これは、また、委員会の方でもう少し詰めた話をします。きょう、通告をしております最後で、海岸防潮堤から見える行政改革というふうな書き方をしたんですけれども、これは、私、震災直後から、行政の皆さんには、このままの体制ではなかなか大変だよという話を言っております。知事、職員が足りない、職員が足りないって、当たり前なんです、職員足りなくなるの。御案内のように、海岸堤防、漁港つくるのに七課が対応していくんですね。それで唐桑町を例にとりますと、二十八カ所ぐらい、全部所管の違う堤防があんな狭い所ですよ、全部あるんですよ。だから、説明会するとき市も入れると行政の方が四、五十人なんです。集まってくる住民の三倍ぐらいあたりするんです。こういう人たちが隣同士で、災害査定するのに、みんな別々に行くんですよ。こんなばかばかしいことやってたんじゃ、人、何人あっても足りませんよ。こういうふうな組織改編、この際、公共事業分野については、事業分野を一つに置いといて、そこを統合して、事業を進めるような県の行政のあり方、こういうったものをもう少し真剣に考える必要があると思うんですけど、どうですか。

(答弁) 村井嘉浩知事

組織を変えればすべてうまくいくというわけではないというふうに思っておりますが、なるべく効率的な運営ができるように、効率的な工事ができるように、早くできるようにということを最優先にしながら、よく考えてまいりたいというふうに思っております。

(再質問) 畠山和純

多分、この後も何も進まないと思うんですよ。去年一年間、仮設住宅の話にしても何の話にしても、提案しても何にも改善されない。半年も一年もかかっている。知事のこれは意欲にかかっていると思しますので、これはぜひ、この辺にも重大な関心を払ってもらいたいというふうに思います。

それでは、きょうの最後の質問です。

災害公営住宅でのペットの取り扱いといいますか、仮設住宅をつくるときに、ペットはいけませんよという話、当初ありました。それ、いろいろお願いをして、交渉をして、いろんな条件をつけてペットいいですよ。御案内のように、被災地におけるペットの果してきた役割というのは、本当に大きいものがあると思えますし、これからも非常に大切なことだと思えます。災害公営住宅では、この後建設されるものについては、どういうふうな考えをしているのかということをお聞かせください。

(答弁) 土木部長 (橋本潔)

ペットの飼育につきましては、鳴き声とか臭いなど、他の入居者に対しまして不快を及ぼすおそれがあるということ、一般の公営住宅につきましては、迷惑行為という中で、県も市も市町村もペットは飼ってはいけないということになってございますが、高齢者、単身者における精神上の支えになるというようなことで、仮設住宅においては既にペットが許容されてございます。災害公営住宅につきましては、各市町がいろいろ住民の意向、ペットの飼育にかかるマナーについてのルールづくりなどを踏まえまして判断していくものと考えております。ただ、いろんな方々がこれから入居されると思しますので、なかなか難しいものではないかと考えてございます。

(再質問) 畠山和純

それは入居を認めない方向ということですか。

(答弁) 土木部長 (橋本潔)

それは、それぞれの判断によるものかなと思っておりますので、ここではまだ即答できないという思いでおります。

(再質問) 畠山和純

それぞれの判断というのは、だれが判断するの。

(答弁) 土木部長 (橋本潔)

災害公営住宅は市町村がつくっておりますので、そういった中で判断されるものと思っております。

(再質問) 畠山和純

県は、それに対して何の考えもないということだね。そういうことなのかな。

(答弁) 土木部長 (橋本潔)

そういういやしとか支えになってるのはわかります。私もペットいっぱい飼ってます。そういうことで、公営住宅、それぞれの主体である市町村が独自に判断するものと思っておりますので、御理解いただきたい。

(再質問) 畠山和純

そうではなくて、行政が全体として、こういうふうには被災した人たちがこれから生活していくのに大切なことかどうかというふうに考えていくかということ、知事、皆さんでこれは話をするべきだと思えますよ。そういうふうなことだから、なかなか宮城県動物の管理がうまくいってないということなんだけれども、これはぜひお願いします。関連して、八月二十九日に動物愛護管理法という法律が改正になってます。まあ、あまり注目されてないんですけども、これは、私は、民主党政権になって唯一評価できる法律が民主党のワーキングチームから出てきて、議員提案で。野田総理大臣の問責決議案が出たときに一緒に通ってる法律なんです。それで、これ

だけすうっと早く通っちゃったんですね。それで何が評価できるかと言いますと、これはペットの取引、規制を強くしようということのできたものなんですけれども、実はこの中の第何条かに、法律の本文の中に、殺処分をなくすためにという条項が行が入ってるんです。これは、これまで一行もなかった話なんですけれども、実は私、村井知事が就任して最初の一般質問のときにこの問題を取り上げておりまして、殺処分が多いよと、これをなくす方向でということをやったんだけれども、その後の対応が全くできていない。それで、この法律を契機にして、例えば、もう御存じだと思っただけでも、去年一年、二十三年の宮城県で引き取った犬と捕獲した犬合わせると大体千頭ぐらいあるんだけれども、そのうちの三百三十七頭、これが殺処分されております。仙台市は殺処分ゼロだったんですよ。これはなぜかといいますと、動物愛護団体と獣医師会と行政と、そういう人たち为一体となって、臨時に犬、猫に対する本部をつくって対応したということなんです。ぜひ、これについて県が積極的に取り組むんだというその考えをちょっとお聞きして、最後の質問にいたします。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

非常に難しい面もございます。例えば、仙台市がゼロにしてしまうと、今度は仙台市で受け取ってもらえない人は県に持つてくるということがあります。県がなかなか受け取りを拒否できないという難しい面もあります。議員のおっしゃることはよくわかっております。法律が変わったということもありますので、宮城県動物愛護管理推進計画というのは見直しを図っていきたいというふうに思っております、やはり、同じ命あるものがありますので、一匹でも殺処分ならないように努力してまいることを約束したいというふうに思います。